

十日町市看護職員就業支度金支給事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、看護職員の確保を図ることを目的に、就業する看護職員に就業支度金（以下「支度金」という。）を支給する施設等に対し、十日町市看護職員就業支度金支給事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護職員 看護師及び准看護師をいう。
- (2) 施設等 次に掲げるもののうち公立以外のものをいう。
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する医業を行う病院及び診療所
 - イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する施設
 - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第86条及び第94条に規定する施設
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスを行う事業所及び同法第77条に規定する地域生活支援事業を行う事業所

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する看護職員（以下「要件該当看護職員」という。）を採用し、当該要件該当看護職員に支度金を支給する市内の施設等とする。

- (1) 正規職員（人事異動による転勤者を除く。）であって、2年以上継続して勤務する意思を有するもの
- (2) 補助金の交付対象となる支度金の支給を初めて受ける者
- (3) 十日町市看護師、理学療法士等修学資金貸与条例（平成17年十日町市条例第168号）に基づき、修学資金の返還を免除又は猶予された者でない者
- (4) 過去に市内の施設等の正規職員であった者については、直近の市内の施設等の正規職員でなくなった日から1年以上を経過した者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が要件該当看護職員に支給する支度金の額とし、補助区分に応じて別表に定める額とする。

(事前確認)

第5条 補助対象者は、要件該当看護職員に支度金を支給しようとするときは、当該要件該当看護職員の第3条第2号及び第3号の該当の有無並びに別表に定める補助金の額の確認のため、看護職員就業支度金支給事業補助金交付対象事前確認申出書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 要件該当看護職員の履歴書の写し
- (2) 看護職員の資格を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する事前確認の申出があったときは、速やかに調査、確認等を行い、看護職員就業支度金支給事業補助金交付対象事前確認通知書(様式第2号)により申出をしたものに通知するものとする

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、看護職員就業支度金支給事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 要件該当看護職員を施設等の正規職員として採用する旨の通知書の写し
- (2) 要件該当看護職員が施設等へ提出する誓約書(様式第4号)の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否について看護職員就業支度金支給事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、申請をしたものに通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、支度金を交付したときは、速やかに看護職員就業支度金支給事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 要件該当看護職員の支度金領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとし、その内容を看護職員就業支度金支給事業補助金確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けたものは、看護職員就業支度金支給事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第11条 補助金の交付を受けたものは、支度金の支給を受けた要件該当看護職員が施設等に正規職員として採用された日から起算して次の表に掲げる期間内に離職した場合は、その期間に応じて、同表に定める返還額を市長が指定する日までに返還しなければならない。

期間	返還額
1年未満	補助金の全額
1年以上2年未満	補助金の1/2

2 市長は、前項の規定にかかわらず、支度金の支給を受けた要件該当看護職員が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により離職したと認めるときは、補助金の返還の全部又は一部を免除することができる。

3 前項の規定により補助金の返還の免除を受けようとするものは、看護職員就業支度金支給事業補助金返還免除申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金返還の猶予）

第12条 市長は、前条の規定により補助金を返還するものに災害その他やむを得ない事由があるときは、当該事由が継続する期間、補助金の返還を猶予することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の猶予を受けようとするものは、看護職員就業支度金支給事業補助金返還猶予申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（延滞金）

第13条 市長は、補助金の交付を受けたものが、正当な理由がなく補助金の返還を遅延したときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還額に年10パーセントの割合を乗じて得た金額を延滞金として徴収することができる。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（従業状況の報告等）

第14条 補助金の交付を受けたものは、支度金の支給を受けた要件該当看護職員の年度末の従業状況について、補助金の交付から3年間に限り毎年4月15日までに看護職員就業支度金支給対象者従業状況報告書（様式第11号）

により市長に報告しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けたものは、前項の規定にかかわらず、支度金の支給を受けた要件該当看護職員が第11条の表に掲げる期間内に離職したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年7月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成30年6月30日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第15条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。